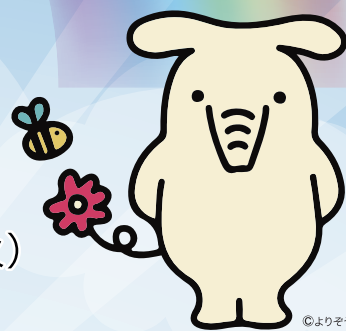


未来を楽しく生きるための

自分積み立て

定期積金

ハピネス プラン



©よりぞう

JA鶴岡で対象のお取引3つをご契約の方へ

期間 平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)

契約期間
1年以上5年以内
利回り

0.10%年
(税引き後0.079%)

給付契約金額
100万円以上
掛込方法
集金以外

契約期間
1年以上5年以内

利回り 0.08%年
(税引き後0.063%)

給付契約金額
50万円以上
掛込方法
集金以外

[ご契約対象条件] 個人で以下のいずれか3つを契約中の方

- | | | | | | | |
|-------|----------|------|------|--------------------------|-----|---------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| JAカード | JAネットバンク | 給与振込 | 年金受取 | 公共料金の口座振替
(同居世帯の取引含む) | お借入 | JA鶴岡組合員 |

<ハピネスプラン商品概要説明>
 ●お申込みいただけるのは個人のお客様で、対象のお取引(本人取引)についてご契約いただいていることが条件になります。
 ●税引後金利は20.315%(復興特別所得税0.315%を含む)分離課税後の金利を表示しています。●払込み方法は集金以外といたします。
 ●中途解約される場合は、JA所定の中途解約率が適用されます。●店頭の商品概要説明書をご用意しています。

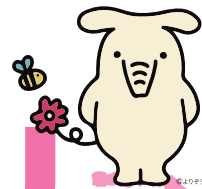
地域の皆さまのための身近で便利で安心な金融機関

JA鶴岡信用課 通話料無料 0120-973-405 JA鶴岡 検索 www.ja-tsuruoka.or.jp

鶴岡市日吉町3-3 tel.0235(23)5091

- 取扱店
- 本店(☎22-3260)
 - 南支所(☎29-9960)
 - 大泉支所(☎22-3260)
 - 北支所(☎29-0433)
 - 上郷支所(☎35-2155)
 - 大山支所(☎33-3345)
 - 西郷支所(☎76-2331)
 - 田川支店(☎35-2011)
 - 豊浦支店(☎73-2124)

定期積金 ハピネスプラン



平成31年4/1(月) ▶ 令和2年3/31(火)

こんなに
おトク!!

こんなに
便利!!

1 JAカード

- ◎JAファーマーズマーケットでおトク!
- ◎JA-SSでおトク!

7 JA鶴岡組合員

- ◎JA鶴岡の事業利用でポイント付与!

2 ネットバンク

- ◎年会費無料でおトク!
- ◎いつでもどこでもお振込可能!

+++++
JA鶴岡のサービスは
こんなに
おトク
こんなに
便利!
+++++

6 お借入

- ◎用途に合わせたご利用で、お得な金利!

3 年金

- ◎特典・サービスがおトク!
- ◎年金定期貯金でおトク!

4 給与

- ◎ATM入出金が無料!
- ◎提携のコンビニATMも日中無料!

5 公共料金

- ◎口座振替で、公共料金のお支払いが便利!

項目	内容
JAカード	◎ JAファーマーズマーケットで、ご請求時に5%割引!! ◎ JA-SSで、ガソリン2円/L引き!!
ネットバンク	◎ 安心の充実保障で、いつでもどこでも、残高照会やお振込が簡単にできる!!
年金	◎ JAバンクでは、宿泊サービス券など年金お受取時の特典や、年金友の会など、サービスが充実!! ◎ 上乗せ金利の年金定期貯金「ゆうゆうライフ」でお得!
給与	◎ JAバンクのATMは入出金がいつでも無料!! ◎ セブン銀行、イーネット、ローソンATM等の提携ATMでも、基本的に平日日中は手数料無料出金でご利用いただけます!!
公共料金	◎ 口座振替で、毎月の公共料金のお支払いがとっても簡単で便利!!
お借入	◎ 住宅・マイカー・教育ローンなど、お客様の用途に合わせてご利用いただける様々なローン商品を、お得な金利でご用意!!
JA鶴岡組合員	◎ 組合員加入で、JAファーマーズマーケットやJA-SS等でのJA鶴岡事業利用でポイントが貯まる「けさらんハッピーポイントカード」を進呈!! ◎ 500ポイントで500円お買物券と交換!

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

ハピネスプラン

(2019年4月1日現在)

商品名	・ハピネスプラン
ご利用いただける方	・個人で以下のいずれかの条件に該当する方 JAカード、JAネットバンク、給与振込、年金受取、公共料金口座振替（同居世帯の取引含む）、お借入、当組合の組合員のいずれか3つを契約中の方
期 間	・定型方式 1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年 ・期日指定方式 1年超5年未満
給付契約金額	50万円以上
払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込み方法は集金以外とします。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・掛込周期を纏めた先掛による掛込は行えないものとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・増額月による掛込金額は、掛込周期による掛込金額の5倍以内とします。
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り	・約定利回り0.08%を満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4) 税 金	・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話:0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所(電話:023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

定期積金＜定額式＞

ハピネスプラン

(2019年4月1日現在)

商品名	・ハピネスプラン
ご利用いただける方	・個人で以下のいずれかの条件に該当する方 JAカード、JAネットバンク、給与振込、年金受取、公共料金口座振替（同居世帯の取引含む）、お借入、当組合の組合員のいずれか3つを契約中の方
期間	・定型方式 1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年 ・期日指定方式 1年超5年未満
給付契約金額	100万円以上
払込方法 (1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込み方法は集金以外とします。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・掛込周期を纏めた先掛による掛込は行えないものとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・増額月による掛込金額は、掛込周期による掛込金額の5倍以内とします。
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り	・約定利回り0.10%を満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4) 税金	・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話:0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所(電話:023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または山形県JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。